

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和8年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

項 目		(単位:千円)
＜歳入＞	地方消費税交付金(社会保障財源分)	30,000
＜歳出＞	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	591,255

一般会計

区分	目的別	令和7年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	81,348	51,231	0	1,453	28,664	4,128
	老人福祉費	182,697	1,976	2,300	9,550	168,871	9,270
	児童福祉費	47,413	30,357	0	2,755	14,301	2,406
	国民健康保険事業費	17,628	6,276	0	0	11,352	894
	後期高齢者医療事業費	49,512	7,164	0	0	42,348	2,512
	小 計	378,598	97,004	2,300	13,758	265,536	19,210
衛生費	保健衛生費	212,657	18,251	14,800	13,398	166,208	10,790
合 計		591,255	115,255	17,100	27,156	431,744	30,000

※事務費および人件費については除外しています。